

## 議案第 96 号

甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について  
甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

(法第 75 条第 5 項の規定に基づく帳簿の作成及び公表)

第 3 条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第 74 条第 2 項第 9 号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表するものとする。

2 前項の規定は、法第 75 条第 2 項各号に掲げる個人情報ファイル（法第 74 条第 2 項第 9 号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第 74 条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を第 1 項に規定する帳簿に記載し、又

は個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該記録項目の一部若しくは事項を第1項に規定する帳簿に記載せず、又は当該個人情報ファイルを同項に規定する帳簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用として実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

(法第129条の規定に基づく審査会への諮問)

第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取

扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する甲府市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合  
(個人情報保護審査会)

第8条 次に掲げる事項を行わせるため、甲府市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 実施機関等（実施機関及び議会をいう。以下この条及び次条において同じ。）からの諮問（法第105条第3項において準用する同条第1項及び甲府市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年12月条例第 号。以下「議会条例」という。）第45条の規定による諮問をいう。）に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 前条に規定する諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項に定める調査審議のほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関等に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査会の調査権限）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（前条第1項第1号に規定する諮問をした実施機関等をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報等（開示

決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報又は議会条例に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報等の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報等に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に対し、当該意見書又は資料の写しを送付しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第11条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（施行の状況の公表）

第12条 市長は、毎年度、各実施機関における法及びこの条例の施行の状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(甲府市個人情報保護条例の廃止)
- 2 甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の甲府市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条の規定によるその職務、旧条例第11条の2第3項の規定による当該業務の処理又は旧条例第12条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 前項の規定の施行前において旧条例第11条の2第1項に規定する指定管理者が行う公の施設（同項に規定する公の施設をいう。）の管理に係る業務に従事していた者
  - (3) 前項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第14条、第27条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第2項の規定の施行の際現に旧条例第43条の規定による個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に第8条第4項の規定による委嘱をされた者とみなし、その任期は、同条例第5項の規定にかかわらず、令和6年5月31日までとする。
- 6 附則第2項の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同項の規定の施行の日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第43条第7項の規定

による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

7 附則第2項の規定の施行の日前に旧条例第41条の規定により旧審査会にされた諮問で同項の規定の施行の際現に当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、旧条例第44条から第46条までの規定の適用については、なお従前の例による。

8 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

9 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 附則第2項の規定の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

11 甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年6月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に、「同条例」を「同法」に改める。

## 提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。